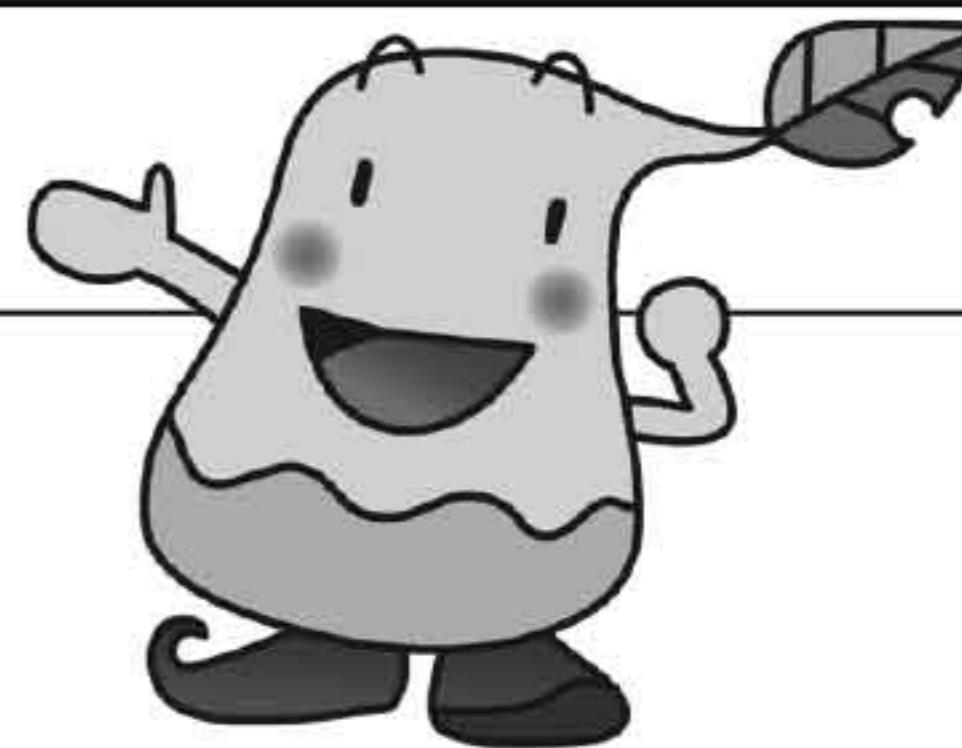


令和6年度 住民税申告相談日程表

(令和5年分 所得税申告)



混雑を避けるために ご協力をお願いします。



←会場の混雑状況をこちらから確認できます。

<https://www.neconome.com/001890>

※お手持ちのスマートフォンなどでこちらのQRコードを読み込んでください。

※特に午前10時頃は大変混み合い、午前中に受付をした方が午後からの申告受付となることもあります。午前・午後の地区分けはありませんので、指定された日に混雑状況を確認のうえお越し下さい。

※e-TAXが可能な方は、スマホやパソコンなどでご自宅からの申告にご協力ください。（16ページ参照）

確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ）
[「https://www.keisan.nta.go.jp」](https://www.keisan.nta.go.jp)にアクセス



農業の申告には
11ページから15ページ
にある「簡易帳簿」や
「収支内訳書」をご活
用下さい

真庭市役所 総務部 税務課
〒719-3292
岡山県真庭市久世2927番地2
TEL (0867)42-1114
FAX (0867)42-1240

※期間中は、各会場に職員が出向いていますので、税務課への電話はつながりにくくなります。
ご理解の程よろしくお願ひします。

令和6年度（令和5年分所得）の申告について



医療費控除の申告をされる方で、医療費控除の明細書の作成ができるない方は、申告をお受けできません。医療費控除の明細書を作成のうえお越しください。（巻末に様式があります）

下記の申告については市の申告相談会場では受付ができません。

e-TAXや久世税務署で申告してください。

- ① 住宅借入金等特別控除のある方（年末調整済の方を除く）
- ② 不動産経営（アパートや駐車場など）の所得のある方
- ③ 相続等による個人年金の受け取りのある方
- ④ 先物取引のある方
- ⑤ 土地・建物の譲渡所得のある方
- ⑥ 株式等の譲渡所得や繰越損失のある方
- ⑦ 上場株式等の配当所得のある方（分離課税を選択する場合）
- ⑧ 雑損控除や災害減免のある方
- ⑨ 準確定申告【お亡くなりになった方の申告】
- ⑩ 予定納税をされた方
- ⑪ 青色申告の方

※税務署へ提出する申告書を持参された方について
市役所では受け取りをしませんので、直接税務署へご提出ください。

※農業などの減価償却費の計算は、確定申告書等作成コーナー（表紙に記載）で行えるほか、市役所のシステムに登録があるものについては、市役所で確認できます。
(減価償却費の資料は、令和6年2月から市役所税務課で発行できます)

この申告は、令和6年度の市県民税や国民健康保険税の賦課のための資料となるほか、後期高齢者医療保険料、保育料、介護保険料、福祉サービスなどの算定資料となります。

申告していないことで、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減が受けられない場合や、所得証明書が発行できない場合があります。申告が必要となる人は、必ず期限までに申告してください。（申告相談日は、令和6年3月15日（金）までです。）

なお、各会場は混雑することが予想されます。所得税の確定申告が、スマホやパソコンで行える確定申告書等作成コーナー（表紙に記載）のほか、久世税務署でも確定申告が行えますのでご利用ください。

（注）青色申告の方は、申告書の提出は税務署でお願いします。

確定申告 が必要な人	<p>① 令和5年中に事業所得（営業・農業など）、不動産所得、譲渡所得などがあった人で、所得の合計額が所得控除の合計額を超える人 ② 給与所得があった人で、会社で年末調整を受けていない人 ③ 給与所得のあった人で、給与以外の所得額の合計額が20万円を超える人</p> <p>※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告が不要です。</p> <p>（源泉徴収税額がある場合で、医療費控除などにより所得税の還付を受ける場合は確定申告をしてください）</p>
住民税申告 が必要な人 (令和6年1月1日現在で真庭市に居住している人)	<p>① 令和5年中に事業所得（営業・農業など）、不動産所得、配当所得、雑所得などがあった人 ② 給与所得があった人で、会社で年末調整を受けていない人 ③ 各種所得控除（医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、障害者、寡婦、ひとり親、配偶者、扶養など）を受ける人</p> <p>※公的年金などに係る雑所得以外の所得がある人は住民税の申告が必要です。</p> <p>※令和5年中に収入がなかった人でも、国民健康保険に加入している人や所得証明が必要な人は、申告してください。</p>

申告に必要なもの

1. 令和5年中の所得がわかる書類	<p>①給与・各種公的年金などのある人 源泉徴収票、支払調書など 確定申告では原本が必要です。 <u>紛失された場合、必ず事前に再発行を受けて持参してください。</u></p> <p>②立木を売却された人 素材代金清算書、仕切書、事業請負契約書など</p> <p>③公共買収があった人 買取証明書など</p> <p>④上記該当以外の所得がわかる書類</p> <p>⑤農業所得のある人は、収支内訳書と領収書 (事前に収支内訳書の項目ごとに整理してください。) 11~15 ページをご利用ください。</p> <p>⑥肉用牛の販売証明書 (肉用牛を売却した人)</p>
	<p>①医療費控除を受ける人 医療費控除の明細書や医療費通知など ※事前に1年間の支払い医療費合計額と保険給付額を、治療などを受けた人ごと、支払先ごとに集計のうえ持参してください。 ※巻末に様式があります。</p> <p>②社会保険料控除を受ける人 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または控除証明書</p> <p>③小規模企業共済等掛金控除を受ける人 支払った掛金の証明書</p> <p>④生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人 支払証明書または控除証明書</p> <p>⑤寄附金控除を受ける人 該当する寄附先から交付を受けた領収書</p> <p>⑥障害者控除を受ける人 障害者手帳または障害者控除対象者認定書</p> <p>⑦寡婦控除・ひとり親控除を受ける人 特に書類は必要ありませんが、申告時に申し出てください。</p> <p>⑧配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受ける人 特に書類は必要ありませんが、申告時に申し出てください。</p> <p>⑨住宅借入金等特別控除を受ける人 ※税務署で申告してください。</p> <p>⑩雑損控除を受ける人 ※税務署で申告してください。</p>
2. 令和5年中の控除がわかる書類	<p>3. ①マイナンバーカード(個人番号カード) ②通知カードと運転免許証などの身元確認書類 } ①と②のいずれか (写しでも可)</p> <p>4. 口座振替を希望される人は、預金通帳(本人名義)と銀行印 還付を受ける人は、預金通帳(本人名義)</p>

北房・落合地区 住民税申告相談日程 受付時間 午前9:00～12:00 午後1:00～4:00

★相談会場はその日の来場者数により、大変待ち時間が長くなる場合があります。地区指定の日をご利用ください。

★混雑状況を確認いただいたうえで申告相談会場にお越しください。（混雑状況はこちらから確認できます） ⇒

★来場者の状況によっては、午前中に受付を済ませた方が、午後からの申告受付となることもあります。

★申告内容によっては税務署申告となる場合があります。市会場で受付できないものを確認の上、ご来場ください。



期日	会場	対象地区
2月16日(金)	北房振興局 2F 大会議室	上中津井(横山・蓬原・藤田・清常・平田・定) 下中津井(上町・下町・横内・樽見)
19日(月)	"	下中津井(土井・才田・蟹川・下村・中津井団地) 阿口、上皆部(大畠・高鶴部・三谷・双内)
20日(火)	"	下皆部(岩木・上合地前・上合地後・空・安早・昭和第1・昭和第2・東・西・北・新町・栄・新田・植木・上犬田・丸山・下皆部団地・皆部第2団地)
21日(水)	"	上水田(井尾奥・井尾上・井尾下・又丸・畠ヶ中上・畠ヶ中下・安末・長政上・長政下・小殿・立・小松・能宮)
22日(木)	"	上水田(荒木・宮高・畦花・谷尻・西谷・野々倉・井殿・菅野・赤茂上・赤茂下・寺平・川崎・英賀グリーンタウン・上水田団地) 宮地(湯川桜・湯川小田・湯川西・下町下・下町上・中町下・中町中・中町上・上町下・上町上)
26日(月)	"	宮地(原・江川七反金丸・宮地東・宮地西・宮地奥・宮地団地・水田団地・八島団地) 五名、山田
27日(火)	落合総合センター 1F 会議室	田原山上、鹿田(上口・上口中・上町・中町・下町一・下町二・陽堂一・陽堂二・竹谷・平・門前・穴田上・須の内上・須の内・郡)
28日(水)	"	上山、木山(深町・木山・東坂元・西坂元) 下方(上畠・下畠・下紙屋・明徳・築瀬上一・築瀬上二・築瀬下1組・井手伊倉・越谷・横部下・横部上)
29日(木)	"	下方(下方中1組・下方中2組・築瀬下2組・築瀬下3組・第二明徳・明徳団地・サニ一団地・中山団地) 野原、舞高、旦土、吉、一色
3月1日(金)	"	別所、佐引、関(鳴の口・正林・中溝・飯の山・神千谷) 栗原(木樵山上・木樵山中・木樵山下・余河内奥・余河内中・余河内下西・余河内下東・古市場下・古市場上)
4日(月)	"	木山(八栗・登呂)、日野上、関(千里・長坂)、上河内(東谷上・東谷中・東谷下) 栗原(西谷池の内・不動寺和田山・更生・坂本・相原・鹿峰上・鹿峰西・鹿峰東・立誠)
5日(火)	"	関(谷西・谷上・谷下・下河原・影・亀島・谷河内西・谷河内東) 上河内(西谷上・西谷中・西谷下)、中河内
6日(水)	"	上河内(王子・宿一・宿二・宿三・宿八・宿五・宿六・追分・駅前東・駅前西・高下・時信・持家・安行・杉谷) 下河内(久保谷・日の爪・宮の上・峪田・岡・土井谷・日名・十字園)
7日(木)	"	大庭、平松、野川 古見(田の口・藤原・戸坂・上野・河本・金崎・平成台)
8日(金)	"	田原、西原(駅前・一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・上場上・上場下・市場)、赤野、法界寺(上法上・上法下)
11日(月)	"	法界寺(中法・下法)、下見、開田(屋根・須賀・新須賀団地)、福田中、日名(日名団地・陽だまり団地・わいわいタウン日名)
12日(火)	"	下市瀬、日名(下日名・中日名・神の毛・古風呂)、杉山影、高屋、開田(原上・原下・ひまわり団地)、上市瀬(中組・保木)
13日(水)	"	落合垂水(本町・下町・栄町・中町・上町・米沢町・山の手通・西町・天神町一・天神町二・垂水中・垂水ヶ丘・桜原)、向津矢
14日(木)	"	落合垂水(垂水上・南垂水)、上市瀬(桧上・桧下・白梅団地) 西河内(仲仙道・西河内上・日の出・瀬万里団地・旦の原下・旦の原上・河原)
15日(金)	"	予備日

★相談会場はその日の来場者数により、大変待ち時間が長くなる場合があります。地区指定の日をご利用ください。

★混雑状況を確認いただいたうえで申告相談会場にお越しください。（混雑状況はこちらから確認できます） ⇒ 

★来場者の状況によっては、午前中に受付を済ませた方が、午後からの申告受付となることもあります。

★申告内容によっては税務署申告となる場合があります。市会場で受付できないものを確認の上、ご来場ください。

期日	会場	対象地区
2月16日(金)	勝山文化センター 1F 研修室	下田、梨の木、桑原、石原、石原団地、堀の内 春日、手谷、芝、杉尾、上口、上畠、下畠、市場上、市場下、宮原
19日(月)	"	平金坪、神退、桜、桑林、原美尾、三堂、月田駅前 毛佐、森久、岩坪浜田、手の尾合の坪、土井谷殿河内、篠尾友定
20日(火)	"	野田福井、富原駅前、若代下、若代中、若代上、若代西、神谷 長谷、二ツ木、若代団地、下岩、正原、清谷中、大来尾 滝の上、曲り下、首尾、中村東、中村西、野、山上大平、草野、たかのす
21日(水)	"	和手、荒木、尾中、宗末安信、後谷中 谷村、皇子東、皇子西、岩井畠、上明賀、下明賀、則実為友、宗吉、家元、広近
22日(木)	"	城内、山本町、上町、中町、下町、中川町、新町、南新町、なると、新建、旦東、旦西、布組 西町1、西町2、西町3、西町4、西町5、本郷団地、サンライズ
26日(月)	"	原方、寺河内、宮の前、下本郷、畠大平、大嵐、仁子嵐 原方団地第1、原方団地第2、原方南団地、中須マンション、組、組団地1、組団地2、組住宅団地
27日(火)	"	福谷、下江川、中江川、繩手、高応、谷山、上江川 常安、荒田、重則、神代東、神代西、神代北、支富田
28日(水)	"	上三田、下三田、横部、新村、神庭、菅谷、竹原、星山、正吉、岡 柴原下、柴原上、門所、井手、東部、寺谷、原、二ノ氏、向見尾、真賀、見尾
29日(木)	市役所本庁舎 2F 大会議室	東町住宅、鍋屋中、鍋屋西、高瀬町1、高瀬町2、高瀬町3 東町上、東町中、鍋屋上、鍋屋下、野白、富尾中
3月1日(金)	"	樫東中、樫東上、西浦、矢古、入江、江森上、江森下 河元、西町上、西町駅上、西町駅下、下町上、下町下、台西、台東
4日(月)	"	三阪上、三阪下、金屋下、横瀬、伏ヶ茅、鍋谷 北町1丁目、北町2丁目、上町上、上町下、旭町上、旭町下、旭町南
5日(火)	"	五反東、五反、樫東下、影梁、川西、佃、土井原、黒地 浜、橋本、橋本住宅、昭和
6日(水)	"	定松、梶屋堀井、行当、打井畠、皆畠、皆畠東、山生、中屋 富尾下1、富尾下2、台住宅、大内原、中原
7日(木)	"	黒尾下、黒尾中、黒尾上、東町下 上ヶ市上、上ヶ市中、上ヶ市下、富尾上1、富尾上2、富尾上3
8日(金)	"	山根前、下原、惣上、川西団地、中町上、中町下 中央町、榮町上、榮町中、榮町下、上口上、上口下
11日(月)	"	小谷、研矢、元町、大下、みどり団地 中島上、中島上第1、中島中、中島下、大宮団地、高瀬町4、高瀬町5
12日(火)	"	泉南、泉、西口東、西口西 多田上、多田中、多田下1、多田下2、多田西、多田公務、三崎、金屋東、金屋上、金屋中
13日(水)	"	黒尾住宅、惣下、寿和、岩内、雇用促進住宅、上連 田下上東、田下上西、田下中、草沢団地、寺前、長光寺
14日(木)	"	朝日団地、早川町、西町下、大上 土居上、土居中、土居下、土居旭、土居西、宿
15日(金)	"	予備日

★相談会場はその日の来場者数により、大変待ち時間が長くなる場合があります。地区指定の日をご利用ください。

★混雑状況を確認いただいたうえで申告相談会場にお越しください。（混雑状況はこちらから確認できます） ⇒

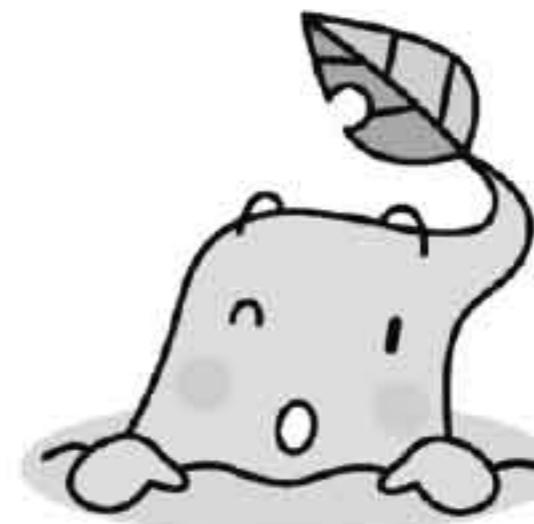
★来場者の状況によっては、午前中に受付を済ませた方が、午後からの申告受付となることもあります。

★申告内容によっては税務署申告となる場合があります。市会場で受付できないものを確認の上、ご来場ください。



期日	会場	対象地区
2月16日(金)	湯原ふれあいセンター 会議室	藤森、黒杭、種(全域)
19日(月)	"	栗谷(向立石を含む)、見明戸
20日(火)	"	本庄、豊栄(向湯原を含む)
21日(水)	"	仲間、都喜足、社
22日(木)	"	釘貫小川、久見、禾津
26日(月)	"	田羽根、下湯原、湯原温泉
27日(火)	美甘振興局 2F 多目的ホール	日名、中谷、正盛、仮倉、三谷、黒田上 麓、国久、山根、河原町、上町、中町、下町上、下町下
28日(水)	"	打火谷、湯谷上、湯谷下、田口上、田口下、太井ノ坂 平島A、平島B、平島中、平島下
29日(木)	"	篠原、半田、峪、中村、間所、下組上、下組下、延風上、延風下、 当政、当政上、寄水、旭団地1、旭団地2 山路、羽仁上、羽仁下、野尾、河田上、河田中、河田下、片岡、只、只常
3月1日(金)	蒜山振興局 大会議室	八日市、千町、下井川、市木 上中井川、塩釜、井川栄、栗木坂
4日(月)	"	中島、飯守 吉森美田野、渕の上、緑が丘、富山根、共和、トチ原
5日(火)	"	道目木、中津加茂、宇田、上在所、原林 花園、花園下、宮城、西原
6日(水)	"	吉美、柄の木、野田、大下見、山城小吹 岡中曾、定広宝大寺、戸谷、東
7日(木)	"	笠木、茅部野西、茅部 田部、大蛇、郷原上、郷原下
8日(金)	"	延助上、延助下、中原、宗利、苗代 南田、熊谷、白髪、山根田、天王、徳山
11日(月)	"	大森、粟住、茅部野東、間谷、黒岩 正富、かじや、三木が原
12日(火)	"	七石、富先、原、富掛田上、富掛田 宮脇、中福田下、日の爪、百合原、羊ヶ丘
13日(水)	"	湯船、上湯船、第二湯船、小原、堂の前、堂の上 吉田、津黒、野辺、湯の谷、一の茅
14日(木)	"	別所、大原、常藤、浜子 下鍛冶屋、荒井、真加子、初和
15日(金)	"	予備日

農業所得のある人へ



農作物（米・野菜など）を作付けして出荷した人は、申告が必要です。そして、農業所得は、申告者が収支内訳書を作成して申告していただくことが原則です。収支内訳書を作成の上、領収書や農機具販売証明など（5年間は保存する）を持参してください。

○ 次のものが収入金額になります。

項目	内容
農作物の販売金額	家族名義などの出荷分、通信販売、ネット販売などを含みます
家事用（事業用）の消費や親類などに贈与した農作物	消費などをしたときの生産者販売価額が収入金額となります
その他農業に関連して得た収入など	そのままの金額が収入金額となります (米による借地料払い、受託作業料、中山間地域等直接支払交付金、戸別所得補償交付金、その他農業関係補助金などを含みます。)

○ 次のものが必要経費となります。ただし、農業用以外にも使用するものであれば、農業用に係る部分のみが必要経費となります。

項目	具体的な内容
雇人費	農業の生産及び販売のための雇用労賃、賄費、被服費、交通費など
小作料・賃借料	地主に支払う地代、小作料、家賃、農機具などの賃借料、ライスセンターなどの施設利用料
減価償却費	農業用建物、機械器具、車両、生物などの償却費
利子割引料	農業関係の借入金利息、当座貸越利息、手形割引料
租税公課	固定資産税、不動産取得税、自動車税、軽自動車税、水利費、農協組合費など (注意) 住居部分の固定資産税は含みません
種苗費	種もみ、種子・苗などの購入費
肥料費	肥料の購入費
農具費	鎌、鋤、刈り払い機など1組の取得価額が10万円未満の農機具や、小農具の購入費
農薬衛生費	農薬の購入費、共同防除の負担金
諸材料費	ビニール、縄、おがくず、苗床の土などの購入費
修繕費	農業機械、車両、建物の修理費（資産価値を高めるものは資本的支出=減価償却の対象） (注意) 住居部分の修繕は含みません
動力光熱費	農業用の電気代、水道代、重油、軽油、灯油、ガソリンなどの燃料代
作業用衣料費	農作業用の衣料品、靴、帽子などの購入費
農業共済掛金	水稻、家畜、果樹などの共済掛金、野菜などの価格安定基金の掛金
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃、農協・市場の手数料 (注意) 受託販売手数料等差引後を収入として計上している場合、重複計上できません
土地改良費	土地改良事業の受益者負担金（永久資産取得部分は除きます）、客土費用
雑費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用（事務用品代など）

令和〇〇年分 生産者販売価額計算書

記入例

- 1 あなたの本年の収穫量（玄米重量）はどれだけですか。
 - 2 農協へ出荷した米はどれだけありますか。また、農協からの米代金はいくらですか。
 - 3 農協へ出荷していない米で他へ販売した米はどれだけありますか。
また、販売金額はいくらですか。
 - 4 米の販売金額（1俵当たり）の平均を計算します。

① 6 3 俵

② 25 僕

③ 250,000円

④ 32 俵

⑤ 377,000円

$$(③ \underline{250,000} 円 + ⑤ \underline{377,000} 円) \\ \div (② 25 俵 + ④ 32 俵) =$$

⑥ 11,000円

令和 年分 生産者販売価額計算書

記入用

- 1 あなたの本年の収穫量（玄米重量）はどれだけですか。
 - 2 農協へ出荷した米はどれだけありますか。また、農協からの米代金はいくらですか。
 - 3 農協へ出荷していない米で他へ販売した米はどれだけありますか。
また、販売金額はいくらですか。
 - 4 米の販売金額（1俵当たり）の平均を計算します。

① 俵

② 俵

3

④ 俵

四〇

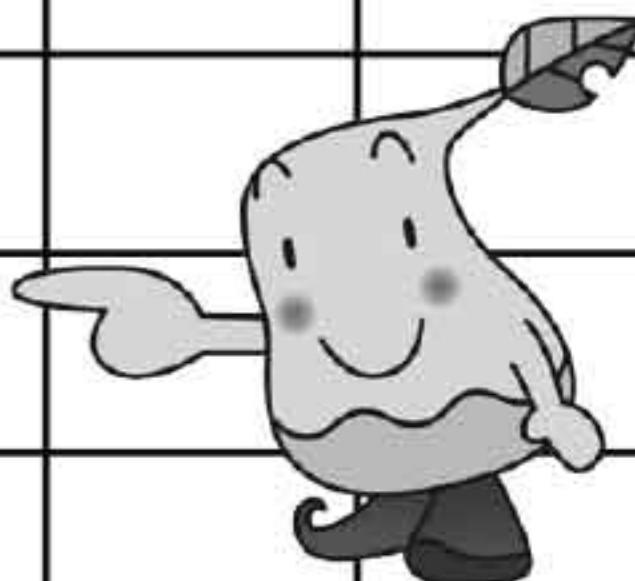
$$(③ \underline{\hspace{2cm}} + ⑤ \underline{\hspace{2cm}}) \\ \div (② \underline{\hspace{2cm}} + ④ \underline{\hspace{2cm}}) =$$

四

令和〇〇年分 農業用簡易帳簿(収支内訳書準備表)

年 月 日	内容・数量・相手方	収入の部			必要経費の部				
		① 販売金額	② 家事消費 事業消費	③ 雑収入	⑧ 雇人費	⑨ 小作料 賃借料	⑫ 利子 割引料	イ 租税公課	ロ 種苗費
1 10	耕運機修理、〇〇農機(有)								
2 28	作業着、ホームセンター△△△								
3 10	肥料代、JA◇◇								
3 15	長靴代、ホームセンター△△△								
3 16	農薬代、JA◇◇								
3 16	ガソリン代、〇〇石油								
3 21	資材代、JA◇◇								
4 25	ガソリン代、〇〇石油								
4 25	苗代、JA◇◇								43,200
5 29	固定資産税(一年分)							80,000	
5 29	軽自動車税(農業使用3割)							1,200	
6 10	草刈依頼(真庭太郎ほか1名)					12,000			
9 4	コンバイン借料、☆☆生産組合						8,500		
9 4	稲刈依頼(真庭太郎ほか2名)					18,000			
9 4	米袋代、JA◇◇								
9 30	ガソリン代、〇〇石油								
10 13	コシヒカリ、25俵、JA◇◇	250,000							
10 13	コシヒカリ、32俵、道の駅◇◇	377,000							
10 13	保有米、6俵		66,000						
12 25	国補助金			18,400					
期末修正									
差引計		① 627,000	② 66,000	③ 18,400	⑧ 30,000	⑨ 8,500	⑫ 0	イ 81,200	ロ 43,200

「月ごとの集計」ではなく、「取引きごとに記帳します。」



1 必要経費については、科目を抜粋して作成してあります。

2 「期末修正」欄は、「計」欄に農業に関係のないもの(家事費等)が含まれている場合等に「計」から除く金額を記入してください。

3 「差引計」欄の金額は「収支内訳書(農業所得用)」の同じ記号欄に転記してください。

必要経費の部													
ニ	へ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ				ツ
肥料費	農具費	農業衛生費	諸材料費	修繕費	動力光熱費	作業用衣料費	農業共済掛金	荷造運賃手数料	土地改良費				雜費
				31,500									
						4,200							
5,250													

●帳簿の記帳について

帳簿は、できるだけ取引きのあった都度記帳します。この記入例のように、個々の取引きの実態に応じて作成することが必要です。記帳は、所得の金額が正確に計算できるよう「整然と、かつ明りょうに」記録しなければなりません。記帳に当たっては、次のことに留意してください。

【収入金額に関するもの】

- (1) 「帳簿」は、できるだけ取引きのあった都度記帳します。
- (2) 収入に関する事項は、①農産物の販売金額、②農産物の保有・家事消費等、③その他の収入（雑収入）に分けて作成します。
- (3) 年内に農産物を販売している場合は、年末において販売代金を受け取っていない場合であっても、収入金額（売上げ）となりますので、年末にはその金額を記載します。
※ その場合、翌年に販売代金を受け取ったときには、原則として記載しません。
- (4) 保有米の価額、家事消費等の場合の価額については、生産者販売価額（通常、販売するとした場合の価額）で算定した金額を記載します。
※「生産者販売価額計算書」を利用すると便利です。

【必要経費に関するもの】

- (1) 請求書や領収書、納品伝票を科目ごとに分けて整理します。
- (2) 「帳簿」は、できるだけ取引きのあった都度記帳します。なお、農協から年末に購買証明書が発行されるものについては、発行の際にまとめて記帳しても結構です。
※ ただし、購買明細書には消費税・地方消費税が含まれていないことがありますので、注意してください。
- (3) 年内に購入している場合は、年末において支払を行っていない場合であっても必要経費となりますので、年末にはその金額を記載します。
※ その場合、翌年に支払を行っても記載しません。
- (4) 年末において、必要経費の中に農業に関係のないもの（家事費等）が含まれている場合には、「必要経費の部」の各科目の「期末修正」の欄で減額し、各科目ごとに「差引計」を計算します。

【減価償却費の計算】

「減価償却費の計算表」により算定すると便利です。

【収支内訳書（農業所得者用）の作成】

この「帳簿」の差引計欄及び「減価償却費の計算表」から、14ページの収支内訳書を作成します。

ニ	へ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ				ツ
5,250	0	13,650	9,600	31,500	13,590	6,300	0	0	0	0	0	0	0

令和 年分 農業用簡易帳簿(收支内訳書準備表)

- 必要経費については、科目を抜粋して作成しております。
 - 「期末修正」欄は、「計」欄に農業に関するもの(家事費等)が含まれている場合等に「計」から除く金額を記入してください。
 - 「差引計」欄の金額は「収支内訳書(農業所得用)」の同じ記号欄に転記してください。

必 要 経 費 の 部

①…「農業用簡易帳簿」の「①販売金額」の金額を記載します。

②…「農業用簡易帳簿」の
「②家事消費・事業消費」
の合計を記載します。

③…「農業用簡易帳簿」の
「③雑収入」の金額を記載します。

⑤…前年末に保有していた農産物の
価額を記載します。

⑥…本年末に保有している農産物の
価額を記載します。
(⑤)は、前年の⑥になります。)

⑧、⑨、⑫及び「イヘツ」…
「農業用簡易帳簿」の合計額を
記載します。

⑩…減価償却費の計算を別で行い、
合計額を記載します。



令和 年分 収支内訳書(農業所得用)

記 入 例

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
販 売 金 額 ①	6 2 7 0 0 0	修 繕 費 ④	3 1 5 0 0
家事消費・事業消費金額 ②	6 6 0 0 0	動 力 費 ⑤	1 3 5 9 0
雑 収 入 ③	1 8 4 0 0	作 業 用 衣 料 費 ⑥	6 3 0 0
小 計 (①+②+③) ④	7 1 1 4 0 0	農 業 共 濟 掛 金 ⑦	
農産物の高 期 未 ⑤		そ の 他 の 経 費 ⑧	
計 (④-⑤+⑥) ⑦	7 1 1 4 0 0	雇 人 費 ⑨	タ タ レ ソ
雇 人 費 ⑧	3 0 0 0 0	小 作 料・賃 借 料 ⑩	8 5 0 0
小 作 料・賃 借 料 ⑨		減 価 償 却 費 ⑪	1 9 3 0 0 0
減 価 償 却 費 ⑩		貸 倒 金 ⑫	
利 子 割 引 料 ⑯		利 子 割 引 料 ⑯	8 1 2 0 0
租 稅 公 課 ⑯		種 苗 費 ⑰	4 3 2 0 0
種 苗 費 ⑰		素 肥 料 費 ⑱	5 2 5 0
肥 料 費 ⑱		飼 具 費 ⑲	
其 他 の 経 費 ⑲		農 具 費 ⑲	
		農 薬・衛 生 費 ト	1 3 6 5 0
		諸 材 料 費 チ	9 6 0 0
		所得金額(⑯-⑰)	2 7 5 6 1 0
		⑰のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	

令和 年分 収支内訳書(農業所得用)

記入用

科 目		金額(円)		科 目		金額(円)	
販 売 金 額	①			修 働 力	光 熱	費 リ	
家事消費・事業消費金額	②			作 業 用 衣 料	費 ル		
雜 収 入	③			農 業 共 济	掛 金 フ		
小 計 (①+②+③)	④			荷 造 運 貨	手 数 料 ワ		
農産物 の棚卸高	期 首 期 末	⑤		そ 土 地 改 良	費 力 ョ		
計 (④−⑤+⑥)	⑥	⑦		の 他 の 経 費	タ レ ソ ツ		
雇 人 費	⑧			農 產 物 以 外 の 棚 卸 高	期 首 未 期 末	ナ ラ	
小 作 料・賃 借 料	⑨			経 費 か ま 引 く 果 樹 牛 馬 の 育 成 費			
減 価 償 償 費	⑩			小 計 (イ～ネ 計 ナーラ)	⑬		
貸 倒 金	⑪			経 費 計 (⑧～⑫までの 計 + ⑬)	⑭		
利 子 割 引 料	⑫			専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑦−⑭)	⑮		
租 稅 公 課	イ			専 従 者 控 除	⑯		
種 苗 費	ロ			所 得 金 額 (⑮ − ⑯)	⑰		
素 畜 費	ハ			⑰ の う ち、肉 用 牛 に つ い て 特 別 の 適 用 を 受 け て いる 金 額			
肥 料 費	ニ						
飼 料 費	ホ						
農 具 費	ヘ						
農 葉・衛 生 費	ト						
諸 材 料 費	チ						

○収入金額の明細

(命和二年治承用)

○減価償却費の計算

- 15 -

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

◎本年中ににおける特殊事情

確定申告は

マイナンバーカード×e-Tax

でさらに便利！

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…



自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



マイナポータル連携について詳しくは[こちら](#)

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…



マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早めのご準備をお願いします。

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

e-Taxの5つのメリット

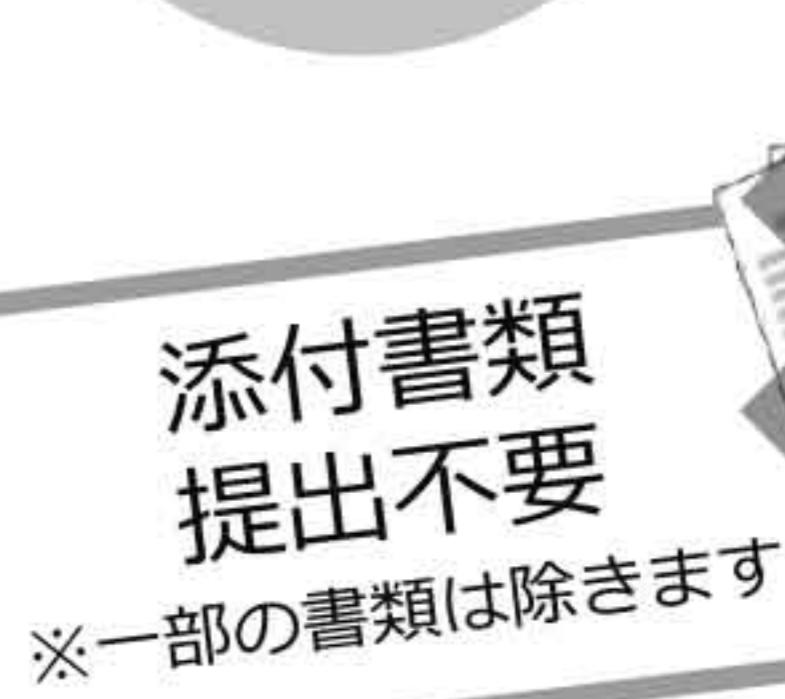
税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要
※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

～確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードドリーダライタが不要です



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



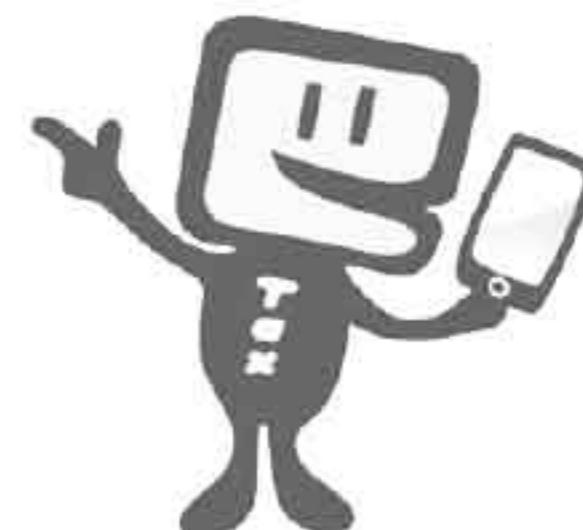
マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています



「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携

など

チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

医療費控除は

領収書では医療費控除は受けられません！

“医療費控除の明細書”の添付が必要です

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書”の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

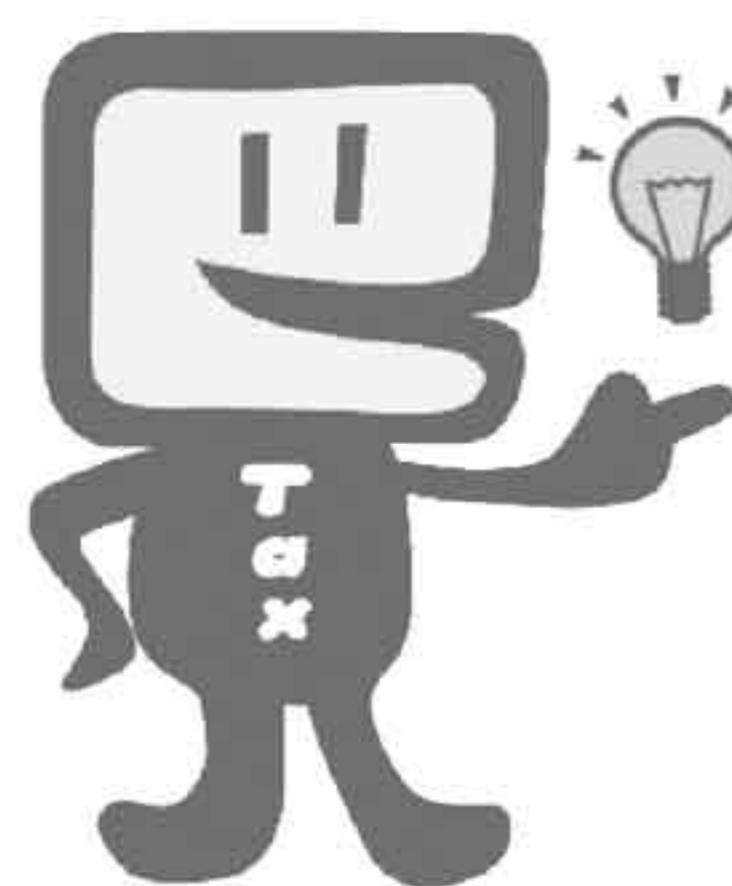
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

医療費控除の明細書（裏面）の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療				
2/18	■■病院	診療	6,000円	①
5/28	■■病院	診療	3,400円	①
▲▲薬局				
	医薬品	700円	②	
国税花子さんが受けた医療				
9/13	○○診療所	診療	3,300円	③
	医薬品	1,100円		



- ・医療を受けた人
- ・病院・薬局
- ごとに医療費を合計して記載します。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】				
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。				
住 所	氏 名			
1 医療費通知に記載された事項				
医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(4)を記入します。 ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものとします。 (1) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」 (2) 被保険者等の氏名 (3) 治療を受けた年月 (4) 治療を受けた者、 (5) 治療を受けた病院・診療所・薬局等の名称 (6) 被保険者等が支払った医療費の額 (6) 保険料の額				
(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中実際に支払った医療費の額	(3) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	円	円
2 医療費（上記1以外）の明細				
「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。				
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	円
① 国税 太郎	■■病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円	円
② 同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円	円
③ 国税 花子	○○診療所	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円	円

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

<https://www.keisan.nta.go.jp>

確定申告



税務署

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

年分 医療費控除の明細書（内訳書）

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目
が記載されたものをおいいます

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(例：健康保険組合等が実行する「医療費の明細」と)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
- ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載 された医療費の額	(2) (1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3) (2)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
円 ア	円 イ	円

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
D × 0.05	(赤字のときは0円)	
Eと10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

